

議案第58号

守口市事務分掌条例の一部を改正する条例案

守口市事務分掌条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成25年12月 5 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市事務分掌条例の一部を改正する条例

守口市事務分掌条例（昭和63年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

「	クリーンセンター	「	環境部	
第1条中	福祉部	を	健康福祉部	に改める。
	健康部		こども部	
		」	」	

第2条企画財政部の項第6号中「市税」を「財産の管理及び活用」に改め、同項第7号を削り、同条総務部の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 市税に関する事。

第2条市民生活部の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 文化振興に関する事。

第2条市民生活部の項に次の2号を加える。

(11) 国民健康保険に関する事。

(12) 後期高齢者医療に関する事。

第2条クリーンセンターの項中「クリーンセンター」を「環境部」に改め、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 公害対策及び環境保全に関する事。

第2条福祉部の項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同項に次の1号を加える。

(2) 健康に関する事。

第2条健康部の項を次のように改める。

こども部

(1) 児童福祉に関する事。

(2) 子育て支援に関する事。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。